

I はじめに

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(H24年5月公布)により、国民の生命・健康を保護、生活・経済への影響が最小とすることを目的とする。
● H25年に政府・道が行動計画を見直し策定し、市もH21年に定めた行動計画を見直し策定する。

II 基本的方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
● 市民の生活及び市民の経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

(1) 発生段階に応じた対応



※ 対応については、裏面に記載。

(2) 社会全体で取組む感染拡大防止策

- 不要不急の外出の自粛要請、施設使用制限等の要請、各事業者の業務縮小による接触機会の抑制。
● 職場における感染予防と継続する重要業務を絞り込む。
● 従業員罹患による事業者サービスの提供水準が低下する可能性について市民に許容すべきことを市民に呼びかける。

(3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

- 感染予防や拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

- (1) 基本的人権を尊重し、市民への説明と理解に努める。
(2) 危機管理としての特措法の性格として、発生しても緊急事態の措置が不要の場合も考えたもの。
(3) 関係機関が相互に緊密な連携を推進する。
(4) 市対策本部は、実施に係る記録の作成、保存、公表を行う。

4 新型インフルエンザ等発生時の帯広市の被害想定

(1) 政府行動計画の流行規模に準じ、推計した。

Table with 5 columns: Category, 国 (Country), 北海道 (Hokkaido), 十勝 (Tokachi), 帯広市 (Obihiro City). Rows include 感染者数 (Number of infected), 最大受診者数 (Maximum number of patients), 最大入院患者数 (Maximum number of inpatients), 最大入院患者数/日 (Maximum number of inpatients per day), 死亡者数 (Number of deaths).

(2) 発生時の社会への影響

市民の25%が流行期間(約8週間)にピークをつくり順次罹患、その後1週間から10日間程度罹患し、欠勤。欠勤期間後、従業員の大部分は治癒し職場に復帰する。ピーク時(約2週間)に従業員が欠勤する割合は5%程度と考えられるが、家族の世話や看護のため出勤困難となる者を見込み、ピーク時(約2週間)には、従業員の最大40%が欠勤すると想定。

5 行動計画の主要項目

Main action plan items table with 7 rows: (1) 実施体制, (2) サーベイランス情報収集, (3) 情報提供共有, (4) 予防まん延防止, (5) 予防接種, (6) 医療, (7) 市民生活・市民経済の安定の確保.

6 対策推進のための役割分担

Role distribution table with 7 rows: 国 (National), 北海道 (Hokkaido), 帯広市 (Obihiro City), 医療機関 (Medical institutions), 指定地方公共機関 (Designated local public institutions), 登録事業者 (Registered business operators), 一般の事業者 (General business operators), 市民 (Citizens).

III 対策

1 発生段階の概要

(1) 発生段階の考え方

Summary of occurrence stages table with 3 columns: Stage (未発生期, 海外発生期, 国内発生早期, 国内感染期, 小康期), Location (国, 道・市), and Status (新型インフルエンザ等が発生していない状態, etc.).

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言について



	未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期	小康期
目的	<ul style="list-style-type: none"> ■発生に備えて体制の整備を行う ■情報収集による発生の早期確認に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型インフルエンザ等の国内侵入をできる限り遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める ■市内発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■新型インフルエンザ等の道内侵入をできるだけ遅らせ、道内発生の遅延と早期発見に努める ■道内(市内)発生に備えて体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■道内(市内)での感染拡大をできる限り抑える ■患者に適切な医療を提供する ■感染拡大に備えた体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康被害を最小に抑える ■医療体制を維持する ■市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ●政府行動計画に基づき、行動計画、業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す ●庁内連絡会議等を通じて、関係職員に周知を図る ●行動実施手順(マニュアル)を作成する ●情報交換や連携体制の確認・訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ●対策本部の設置にむけた準備を進める ●道等からの情報収集を行うほか、医療機関等と情報共有、連携強化を図る ●国が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合には、行動計画に基づく準備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、対策本部の設置にむけた準備を進める <p>※ 国が「緊急事態宣言」を行った場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●帯広市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえて市行動計画に基づいた対応を行う ●国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に周知する ●帯広市を含む北海道が「緊急事態措置」の区域に指定された場合は、国の基本的対処方針を踏まえた対処方針を決定する 		<ul style="list-style-type: none"> ●庁内連絡会議において情報の集約・共有・分析を行い、国の基本的対処方針の変更に沿った対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内連絡会議において情報の集約、共有、分析を行い、国の基本的対処方針の変更に沿った対応を行う ●各段階における対策に関する評価を行い、市行動計画等の見直し等を行う ●国の基本対処方針に基づき、対策を縮小・中止する
サーベイランス情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ●国、道、国際機関等からの新型インフルエンザ等の情報収集をする ●市内の養鶏・養豚施設等の情報把握に努める ●必要に応じて、国、道が行う調査・研究に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国、道、国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する ●学校等でのインフルエンザの集団発生の把握情報について情報収集し、把握に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等が行うサーベイランスの実施に協力し情報収集する また、道等の要請に応じ幼稚園、保育所、小中学校等における臨時休業等の把握に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等が行うサーベイランスを情報収集する また、道等からの要請に応じ、患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、道等が行うサーベイランス情報を収集するとともに、道等からの要請に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国、道、WHO(世界保健機関)等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関するサーベイランス情報等を収集する
情報提供共有	<ul style="list-style-type: none"> ●広報媒体を活用し基本的な情報や発生した場合の対策などに関する継続的な情報提供を行う ●個人レベルの感染対策の普及を図る ●相談窓口の準備を進める ●一元的な情報提供を行うための広報担当チーム設置の準備を進める 等 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外での発生状況、現在の対策などを周知する ●国、道や関係機関等と双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行う ●道からの要請に応じ相談窓口を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内での発生状況、必要となる対策等について、リアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う ●個人レベルでの感染予防策等、患者となった場合の対応を周知する ●国、道や関係機関等と双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行う ●相談窓口の体制の充実、強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ●道と連携して対策等について迅速に情報提供を行う ●個人レベルでの感染予防策等、患者となった場合の対応を周知する 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報提供を行う ●国、道や関係機関等と双方向の情報共有を継続し、的確な状況把握を行う ●相談窓口の体制の充実、強化を図る ●国からQ&Aの改定版が配布された場合、相談対応に活用する 	<ul style="list-style-type: none"> ●第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性の情報提供を行う ●問い合わせ等をまとめ、情報提供のあり方を評価、見直しを行う ●国、道からの要請を踏まえて、相談窓口から通常の相談体制へ戻す 	
予防まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●地域や職場における対策について準備を行う ●道等からの要請に応じ、検疫所その他国の関係機関との連携の強化等に協力する ●とちか帯広空港での入国者の検疫に係る関係機関との連携体制を図る ●消毒液の備蓄に努める 	<ul style="list-style-type: none"> ●とちか帯広空港の入国者に対して、検疫所、道等と連携し、検疫体制を強化する ●海外渡航者に対して行う、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等からの要請に応じ、感染対策の周知や取組等に協力する ●とちか帯広空港の検疫について、検疫所、道等と連携し、体制の強化を継続する 	<ul style="list-style-type: none"> ●とちか帯広空港の検疫について、検疫所、道等と連携し、体制の強化を継続する ●道等からの要請に応じ、事業者や市民への感染対策の周知や、学校・保育施設の休校措置等への対策や取組等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国及び道等からの要請に応じ、事業者への感染予防対策の周知、公共交通機関での感染予防対策の周知、学校等の臨時休業の実施に関する対策等に協力する ●とちか帯広空港において、国が実施する渡航者、入国者等への情報提供、注意喚起などに協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国、道からの要請により、海外での発生状況等について、渡航者等への情報提供、注意喚起の内容の見直し内容について、市民に周知する
	●手洗い、うがい、咳エチケットなどの基本的感染予防の知識を普及する					

	未発生期	海外発生期	道内未発生期	道内発生早期	道内感染期	小康期
予防接種	<p><特定接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国の事業者登録等に協力する ●道の特定接種に係る事業者登録に係る周知に協力する ●特定接種の対象となる市職員を把握し、接種体制を構築する <p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン需要量を把握する ●住民接種の具体的な方法の準備を進める 	<p><特定接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国等が行うプレパンデミックワクチンに関する情報を収集し、予防接種体制の構築を進める ●供給量について国が作成する計画やワクチンの流通管理に関する情報を収集する ●特定接種に係る国の決定について、情報収集を行う ●市職員の対象者に対して、特定接種を行う <p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民接種体制の準備を行う ●速やかに実施できるよう接種対象に応じた接種体制を構築する 	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が示す接種順位によりパンデミックワクチン供給が可能になり次第、住民接種を開始する ●予防接種の実施にあたり、公的施設等を活用し、接種対象者に応じた接種を行う ●予防接種の勧奨と必要な情報の周知に努める 	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が示す接種順位によりパンデミックワクチン供給が可能になり次第、住民接種を開始する <ul style="list-style-type: none"> ●国の指示を受けて住民接種に関する情報提供を開始する ●予防接種の実施にあたり道等と連携し、全市民が接種できるよう接種体制をとる 	<p><住民接種></p> <ul style="list-style-type: none"> ●国が示す接種順位により引き続き住民接種を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●流行の第二波に備えて、新臨時接種を行う
医療	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う帰国者・接触者外来の準備や、搬送体制・医療体制の整備等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道からの要請に基づき、帰国者・接触者外来の受診周知や患者の移送・搬送体制の準備等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う医療整備等の対策について、情報を積極的に収集し、道等からの要請に応じてその取組に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う医療対策の情報を収集し、道等からの要請に応じ、帰国者、接触者外来や医療機関の周知や搬送体制等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道と連携し、関係機関等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援や自宅で死亡した患者への対応を行う ●道が行う医療対策の情報を収集し、道等からの要請に応じ、医療体制の情報提供や、周知等に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道が行う医療対策の情報を収集し、道等からの要請に応じ協力する
市民生活・市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●医薬品その他の物資及び資材を備蓄し、施設及び設備を整備する ●要援護者の範囲を決定する ●要援護者への具体的支援を検討する ●火葬場の能力及び一時的に遺体を安置できる施設について、把握、検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国が事業者に要請する従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策を実施する要請に協力し、必要な普及啓発を行う ●火葬能力を超えた場合の、一時的な遺体安置施設等の確保準備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等の要請に応じて事業者への感染予防策の周知や市民への呼びかけに協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等の要請に応じて事業者への感染予防策の周知や市民への呼びかけ等の取組に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●道等の要請に応じて事業者への感染予防策の周知や市民への消費者としての適切な行動についての呼びかけ等の取組に協力する 	<ul style="list-style-type: none"> ●国、道が行う市民、事業者への呼びかけ等に協力する